

高森高校生徒通学定期費用助成事業要項

令和6年4月1日
教育委員会要項第1号

（目的）

第1条 この要項は、ＪＲ豊肥本線（以下「ＪＲ」という。）及び南阿蘇鉄道を利用して熊本県立高森高等学校生徒に対し、通学定期券の費用助成を行うことで、生徒の通学負担を軽減することを目的とする。

（助成対象者）

第2条 助成対象者は、高森高校の生徒のうちＪＲと南阿蘇鉄道の両方を利用して通学する者とする。

（助成額）

第3条 助成の額は、6カ月定期券購入者に対し30,000円とし、同一年度において60,000円を上限とする。ただし、令和5年度に限り、3カ月定期券購入者に対し15,000円助成するものとする。

（助成申請）

第4条 助成を受けようとする生徒の保護者は、高森高校生徒通学定期費用助成申請書（様式第1号）を町長に提出しなければならない。

（助成決定）

第5条 町長は前条の規定による申請書が提出されたときは、速やかに内容を審査し、助成金を支給することが適当であると認めたときは高森高校生徒通学定期費用助成定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

（助成方法）

第6条 助成対象者は、前項の規定により助成金の交付を受けようとするときは、高森高校生徒通学定期費用助成請求書（様式第3号）を町長に提出しなければならない。

（助成金の返還）

第7条 町長は、偽りその他不正の手段により助成金の支給を受けたことが明らかになった場合は、既に支給した助成金の全額を返還させることができる。

（その他）

第8条 この要項の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要項は、公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。